

流山市農業委員会  
平成23年第10回  
総会議事録

平成23年9月26日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成23年第10回総会議事録

1 期 日 平成23年9月26日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 5番 酒巻 孝美  
9番 中村 敏則

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常夫	13番 須郷 秀夫
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

8番 水野 敬久 14番 水代 啓司

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

- (1) 議案第42号 流山市農業委員会第1小委員会、第2小委員会及び第3小委員会の委員の承認について…………… 2
- (2) 議案第43号 流山市農業委員会総合農政検討委員会の委員の承認について…………… 3
- (3) 議案第44号 流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について…………… 4
- (4) 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 5
- (5) 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について…………… 9
- (6) 議案第47号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について… 11

( 7 ) 議案第 4 8 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 2
( 8 ) 議案第 4 9 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1 4
( 9 ) 報告第 2 4 号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	1 5
( 1 0 ) 報告第 2 5 号	総合農政検討委員会の報告について	1 6
( 1 1 ) 報告第 2 6 号	農地違反転用対策委員会の報告について	1 7
( 1 2 ) 報告第 2 7 号	地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	1 8
( 1 3 ) 報告第 2 8 号	平成 2 3 年度流山市利用状況調査について	1 9
( 1 4 ) 報告第 2 9 号	専決処理の報告について	2 3

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、ただ今から総会を開会したいと思います。

開会に当たり、申し上げます。

去る9月9日、流山市議会において、新たな農業委員として、本市初めての女性農業委員が推薦され、9月21日に流山市長から任命書が交付されました。

本日、御出席をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

初めに、小嶋委員。

次に、小倉委員。

それでは、小嶋さんからですね、一言御挨拶をお願いいたします。

1番(小嶋委員)市野谷の小嶋です。初めての経験なので、皆さんに色々教わりながら頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

(拍手)

2番(小倉委員)駒木台の小倉です。初めての女性の農業委員ということで、諸先輩方の御指導を賜りながら、後に繋げるよう頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(拍手)

高市議長 ありがとうございます。

女性の農業の担い手としての就業人口は、約53パーセントと言われておりまして、過半を占めているということでございます。

お二人とも、女性の視点から、地域の女性農業者の声の代弁者として、また、女性でなければ考えられないことなど率直な御意見を御期待申し上げます。

高市議長 それでは、ただいまから平成23年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

初めに議席の指定を行います。

流山市農業委員会会議規則第7条第2項の規定により、私から指定させていただきます。

新たに農業委員となられた小嶋委員については1番、同じく小倉委員については2番を指定いたします。

なお、これに伴い、これまでの議席番号については、順次繰り下げとなりますので、御了承をお願いいたします。

次に、本日の出席状況について御報告いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、8番、水野委員、14番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

5番、酒巻委員、9番、中村敏則委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第42号の「流山市農業委員会第1小委員会、第2小委員会及び第3小委員会の委員の承認について」から、議案第49号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの8議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第24号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第29号の「専決処理の報告について」までの6項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第42号「流山市農業委員会第1小委員会、第2小委員会及び第3小委員会の委員の承認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第42号

流山市農業委員会第1小委員会、第2小委員会及び第3小委員会の委員の承認について

流山市農業委員会の会議に関する内部規則第4条の規定により、次のとおり各小委員会の委員を決定する。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

各小委員会の人数構成並びに委員の選出につきましては、内部規則に基づきまして、定員は5人以内、また、その選出につきましては、農業委員会長が選出し、総会の承認を得て決定する、とされているところでございます。これに対しまして、現在の人数構成につきましては、各小委員会の委員数をそれぞれ4人としてお願いしておりますが、ここで新たにお二人の委員さんが加わりましたので、各小委員会への就任をお願いするものでございます。また、このことに伴いまして、誠に恐縮ではございますが、石井職務代理者にも御就任をいただきまして、各小委員会の人数構成をそれぞれ5人態勢として活動を行っていただきたいと考えております。そして各所属先でございまして、第1小委員会には石井職務代理者、第2小委員会には小嶋委員、第3小委員会には小倉委員に御就任をいただきたいというものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第43号「流山市農業委員会総合農政検討委員会の委員の承認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第43号

流山市農業委員会総合農政検討委員会の委員の承認について

流山市農業委員会総合農政検討委員会規約第4条の規定により、次のとおり総合農政検討委員会の委員を決定する。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

本案につきましては、規約に基づきまして、総合農政検討委員会委員の定数は8人以内、また、その選出につきましては、農業委員会長が選出し、総会の承認を得て決定する、とされているところでございます。これに対しまして、現在の人数構成につきましては、7人としてお願いしておりますが、先ほどの小委員会委員の選出と同様に、ここで新たに1名の御就任をいただき、8人態勢として活動を行っていただきたいと考えております。そして総合農政検討委員には、小倉委員に御就任をいただきたいというものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、議案第43号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第44号「流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第44号

流山市農業委員会農地違反転用対策委員会の委員の承認について

流山市農業委員会農地違反転用対策委員会規約第4条の規定により、次のとおり農地違反転用対策委員会の委員を決定する。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

本案につきましては、規約に基づきまして、農地違反転用対策委員会委員の定数は6人以内、また、その選出につきましては、農業委員会長が選出し、総会の承認を得て決定する、とされているところでございます。これに対し

まして、現在の人数構成につきましては、5人としてお願いしておりますが、本案につきましても、ここで新たに1名の御就任をいただき、6人態勢として活動を行っていただきたいと考えております。そして農地違反転用対策委員会委員には、小嶋委員に御就任をいただきたいというものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

4番(中村彰男委員)要望でございますが、42号議案、43号議案、44号議案について説明があった中で、新たに3名の方が就任された訳でございますが、新たなメンバー構成の資料いただけたら助かりますが。

高市議長 ちょっとお待ちください。ここで皆さんの御承認をいただいたらですね、皆さんに配布する予定でございます。

ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

新たな名簿配布のため、暫時休憩いたします。

(午後3時14分 休憩)

(新名簿配布)

(午後3時15分 再開)

高市議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第45号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。



平成23年9月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者でございますが、権利者は流山市南流山2丁目に住所を置き、本市内において保育園の運営実績を持つ社会福祉法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市長崎2丁目の畑、1筆、1,432㎡で、転用目的につきましては、保育所用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

今月の5条申請につきましては、以上1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的につきましては、保育所を建設するものであります。

申請理由につきましては、市立長崎保育所の建物の老朽化に伴い、市では社会福祉法人を対象に施設の建設及び運営について公募を行ったところであります。そこで、保育所の運営経験を活かし、応募を行ったところ、その後の選定会で実施事業者としての選定結果をいただいたことから申請を行うものであります。

申請地は現在の保育所から東南に約200mの位置であり、保育所の機能を止められないため、新しい保育所の竣工後に引っ越しを行い、既存保育所を解体するということです。

申請地は、長崎小学校の西約200mのところに位置し、市街化区域に隣接しており、周囲は住宅地や農家が点在する小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画であります。申請地は平坦地であり、整地工事を行い、鉄骨造り2階建て、建築面積651.58㎡の保育所を建設しようとするものでございます。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水については敷地内に貯留施設を設置し、オーバーフロー分を既設U字溝に放流、また、汚水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、浄化した水を既設U字溝に放流するということで、隣接地及び近隣の耕作している農地への被害はないということでした。

次に、申請地周辺の交通安全対策といたしまして、職員や保護者のための

駐車場及び駐輪場整備計画については、申請地内での計画予定がなかったことから、地域の安全対策に万全を期してもらうため、関係者退席後、審議を行い、再度のヒアリングを行い、職員の駐車場の確保及び保護者の園児送迎時の交通対策について要望をいたしました。

次に、保育所の整備に要する資金は、土地の賃貸借料が年間約370万5千円、建設費が2億401万円5千円、計2億772万円を予定しております。資金計画の内訳としては国、県、市からの補助金約1億4千148万4千円、自己資金が約8千528万7千円で、うち約8割の6千万円については独立行政法人社会福祉機構からの借入金で対応するとのことでありました。

自己資金については金融機関発行の残高証明書が、補助金については流山市からの予算書の写しが添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在、手続き中でございます。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番（大作委員）平面図を見ますとですね、右側の筆境がよく分からないので、どこが筆境なのか教えていただきたいと思います。それともう1点、長崎保育所につきましては、流山市として跡地利用はどのように考えているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

吉田次長 ただ今の大作委員の御質問でございますが、まず1点目の筆境について、これは配置図での表示はどの部分になるかということでしょうか。

10番（大作委員）平面図を見ますと、あまりにも右側の隅切りが長いんですね。だから実線なのか、それとも点線なのか、それともその左側の線なのか分かりにくいかなと思ったので、お聞かせ願いたいと思ったんです。

山口次長補佐 私の方からその筆界のところについて御説明させていただきます。議案案内図の2ページでございますが、右側の方に10・19という数字が道路のところにあると思います。そこから下の方に伸びている実線、これが筆界、境界になります。隅切りにカットしてある部分については、隣

接する農地への出入りのために確保してあるものでございます。このような形の分筆になっております。

10番(大作委員)あくまでも筆界は実線だということですね。

山口次長補佐 はい、実線でございます。

10番(大作委員)分かりました。

山口次長補佐 もう1点、長崎保育所の跡地利用ということですが、今回、保育所の方では老朽化と先般の3月11日の大震災によって大分建物が危険性があるということで、急遽、建物を撤去することになったということを担当の方から聞いております。跡地については、まだ、担当課からは計画は聞いておりません。どのようにされるのか、まだ我々としても分かりません。

10番(大作委員)跡地につきましては、底地は流山市の所有なんですか。

山口次長補佐 以前担当したときは、確か市が埋め立てをしたということは聞いておりますが、確か市の所有だったと思いますが、事実を確認をさせていただいてから答弁させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

10番(大作委員)はい、分かりました。

高市議長 ほかにございますか。

15番(石井委員)国、県、市からの補助金が1億数千万円あるということですが、その比率はどうなっていますか。

小林委員長 国、県、市からの補助金1億4千148万4千円のうち、国、県が1億2千576万4千円、市が1千572万円でございます。

高市議長 よろしいですか。

15番(石井委員)はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。

議案第46号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございますが、利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市下花輪の田、2筆で、1,857㎡でございます。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、1筆で、1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

3番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、1筆で、894㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、1筆で、522㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、5番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市大畔の畑、2筆で、3,271㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の5件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが5件であります。そのうち、5番については新規就農でありますので、ヒアリングを行っております。

最初に1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は68歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.3ヘクタールで、農業従

事者は権利者を含めまして2名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状況でありました。

本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものでありません。

次に、2番でございますが、権利者の職業は兼農で年齢は55歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状況でありました。

本件については、10年間の利用権を新たに設定しようとするものでありません。

次に、3番でございますが、権利者は2番と同じ方であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状況でありました。

本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものでありません。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は66歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状況でありました。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものでありません。

次に、5番でございますが、新規就農であります。権利者の職業は現在JAの職員ですが、長年の営農指導の経験を活かし、新たに就農したいということになります。年齢は59歳であります。

農機具はトラクター1台を所有しているということでございます。

今回借地する面積は約0.3ヘクタールで、農業従事予定者は権利者を含め2名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑は、義務者が作付けをしたネギ、カボチャ、ナス、トマトなどが栽培されておりました。

就農後は、ネギ、ジャガイモ、ほうれん草などを栽培し、市場や、JAに出荷をして行きたいということでした。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものでありません。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当とい

う結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方、いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第47号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の8ページを御覧いただきたいと思います。

議案第47号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地は流山市前ヶ崎にございます土地で、登記簿地目が畑、現況地目は宅地、面積につきましては1筆で224㎡でございます。今回土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

議案案内図につきましては8ページでございます。

今月の許可を要しない証明願については、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第47号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。申請地は、流山市立東部中学校の南西約100mに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地の一部となっております。

昭和52年12月に相続を受け、昭和63年頃から宅地の一部として利用され、現在に至っているとのことでございます。

なお、今回の申請書の提出に当たっては、平成元年に撮影された航空写真と平成23年の固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。挙手をお願いいたします。

いらっしゃいませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第48号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の9ページでございます。

議案第48号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

相続人は、流山市木にお住まいの方で、農業に従事されている方でございます。

ます。

次に、納税猶予の願出のありました土地は、流山市流山の畑、1筆、1,084㎡でございます。なお、この土地は、木地区の土地区画整理事業の区域内にありまして、現在の状況といたしましては地積596㎡として仮換地指定が行われております。

議案案内図につきましては9ページでございます。

今月の適格者証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第48号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

被相続人は、大正6年生まれで、平成23年2月1日に93歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長男の妻で昭和18年生まれの68歳です。平成5年に養子縁組をしております。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるため、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほかその夫とその長男夫婦がおります。

現地の状況につきましては、木地区一体型特定土地区画整理事業地内にあり、土地区画整理事業が行われておりました。

換地後は、季節物野菜を作付けして行きたいということでありました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは、了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。



議案第48号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第48号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第49号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の10ページを御覧いただきたいと思います。

議案第49号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成23年9月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地は、流山市木の畑、3筆で、842㎡でございます。なお、この土地につきましても、土地区画整理事業の区域内にありまして、現在の状況といたしましては地積417㎡として仮換地指定が行われております。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者から見ますと、母親に当たる方でございます。平成23年2月1日にお亡くなりになられたものでございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第49号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者の母親が主となって農業を行ってまいりましたが、平成23年2月1日に当人が93歳で亡くなったことから、農業を継続していくことが困難なためということでありました。

申請地については、畑、3筆、842㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、木地区一体型特定土地区画整理事業地内にあり、土地区画整理事業が行われておりました。

最後に、今後の土地の利用計画についてもお聞きいたしましたが、多額の相続税の支払いをしなければならぬため売却し、この資金を充てて行くものと思われるとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第24号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。

報告第24号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成23年9月26日報告

流山市農業委員会 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市東深井の畑、1筆、1,000㎡でございまして、買取り希望価格は記載のとおりでございます。

なお、本件土地につきましては、7月19日に開催されました農業委員会総会におきまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についての御審議及び御承認をいただきました方の農地でございます。今後、今年10月21日までに買い取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解

除されることになるものでございます。

議案案内函につきましては、11ページでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第25号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。青野委員長。

青野委員長 報告第25号「総合農政検討委員会の報告について」御報告いたします。

総合農政検討委員会は、本日開催の総会に先立ちまして、午後1時30分から、委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

今回の検討事項といたしましては、「平成24年度流山市農業施策に関する建議(案)の策定について」を議題といたしました。

建議(案)の策定に当たりましては、去る8月25日にも総合農政検討委員会を開催し、農業施策に関する建議(案)の策定についての基本方針、個別施策項目などについて検討を行い、本日開催いたしました検討委員会では、農業委員の皆さまから提出いただきました、個別施策ごとの要望事項につきまして検討を行いました。

また、今回の建議(案)の策定にあたりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎え、昨年度からは、新たな10年間の流山市の方針を示した「流山市後期基本計画」がスタートいたしております。

その中で、農業の分野につきましては、「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策が掲げられておりますことから、委員の皆様からは、この個別施策に沿った御要望として、95点の御要望をお寄せいただきましたので、これを基に、案の策定を進めてまいりました。

また、平成21年度に施行された改正農地法の趣旨も踏まえ「農地の保全」、「農地の流動化」や「新規就農者の確保」などについて検討を行うとともに、都市化が急速に進み流山市が抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」についても念頭に検討を重ねてまいりました。

これによりまして、再度総合農政検討委員会を開催し、農業施策に関する建議(案)をまとめ、10月の総会に議案として上程させていただきたいと

考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上で、総合農政検討委員会における農業政策に関する建議の策定に向けた経過等についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

15番(石井委員) 私、稲刈りで忙しくて出し忘れましたが、どうしたらいいでしょう。委員長。

青野委員長 事務局でですね、今95点の御要望について7項目ごとに精査をしておりますので、貴重な農業委員の一人でもございますので、どうぞ一つ今週中に事務局の方に出していただければ、それも検討事項に入れさせていただきたいと思います。

15番(石井委員) はい、分かりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第26号「農地違反転用対策委員会の報告について」報告を求めます。中村彰男委員長

中村彰男委員長 報告第26号「農地違反転用対策委員会の報告について」御報告いたします。

農地違反転用対策委員会を、去る9月16日に委員全員の御出席をいただき、流山市名都借地先に係る違反転用について、現地調査及び違反転用関係者からのヒアリングを行いました。

このことから、農地違反転用対策委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

事案につきましては、流山市立東部中学校の北、100mに位置する農地に転用の許可を得ないで砕石を敷き、車両の出入りができる形状にしたものでございます。

違反転用事案を発見した経緯については、平成23年7月25日、分家住宅の転用事実の確認を行ったところ、分家住宅建物の外構工事に併せ、隣接する農地まで砕石で整備をしてしまった農地を発見したものでございます。

分家住宅の土地所有者と違反農地の所有者は兄弟でございました。

主な質疑の内容でございますが、最初に「農地に砕石を敷いた理由について」お聞きいたしました。

この農地は、平成元年に相続により取得した農地であります。農家でないことから、耕作もしないで取得したままの状態に管理していた農地とのこ

とでございます。

碎石を敷いた理由としては、雨が降るたびに水溜りができ、いつまでもぬかっているため、分家住宅の外構工事を行った業者に安易にお願いしてしまったとのことでした。

また、7月に指摘されるまで、農地法違反になるという認識はなかったとのことでした。

次に、「違反農地の原状回復や今後の土地利用について」お聞きいたしました。

所有者から、原状回復をすることは、以前のようにぬかる農地に戻さなければならぬのか。また、今後の利用計画は決まっていなかったとのことでした。

以上のことから審議いたしましたところ、本事案につきましては、基本的に農地の碎石を撤去していただきたい。

また、今後は、本人の身体状況等から農地に戻しても耕作することはできないことから、今後、農地以外への土地利用の方向性があるならば農地の転用許可申請を行っていただきたい。

その場合には、転用許可申請の許可条件に適合するよう指導を行う結論に達しました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。何かありませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第27号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の14ページを御覧いただきたいと思います。

報告第27号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成23年9月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

照会のありました土地は、流山市中野久木にございます畑、1筆、459㎡で、登記申請地目は宅地でございます。議案案内図につきましては、13ページでございます。

本件につきましては、この土地の登記簿地目を畑から宅地に地目の変更を

するため、千葉地方法務局松戸支局に地目変更登記申請が提出されたものでございますが、申請の際に農地法に関する必要な書面の添付がなかったため、法務局から照会があったものでございます。この法務局からの照会について回答する場合には、原則として農業委員3人以上において現地調査を行った後、総会での決定をいただき回答を行っているところでございます。しかしながら、国からの通達によりまして、法務局からの照会を受け、回答を行う際には、登記官が照会した日から2週間以内に回答をすることとされております。このため、本件につきましては、総会の決定日では2週間の期限が過ぎてしまいますことから、期限内の回答を行うため、今月の小委員会が開かれた9月20日の日に、小林委員長ほか第2小委員会の委員4名の皆様に現地調査を行っていただき、併せて土地所有者からの聴取も行っていただいたところでございます。次に、この土地の経緯についてでございますが、電気工事関係の事業を営んでいる会社が権利者となりまして、平成16年の3月に農地法第5条の許可を受けて転用を行った土地でございます。許可を受けた当時の転用目的は資材置場用地とするもので、許可後平成19年頃までは、電気機器のコンプレッサーや電気配管材料等の資材置き場として使用していたところでございますが、その後平成19年度以降からはこの会社の代表取締役を務めている方の宅地の一部として、庭や車庫として利用してきたものでございました。こうした中、この会社につきましては、ここで会社が閉鎖されることとなりましたことから、今回登記簿の所有名義について法人名から個人名へ変更するために、まずは登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、土地の地目変更登記が必要となったものでございました。

以上のことから、本件の回答といたしましては、転用許可の有無については、許可有り。また、現地調査の結果を踏まえまして、現況地目としては非農地、そして原状回復命令については周囲の状況から農地区分が第2種農地と判断できるため原状回復命令は行わない、として回答をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 それでは特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第28号「平成23年度流山市利用状況調査について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の15ページを御覧いただきたいと思ひます。

## 報告第 28 号

### 平成 23 年度流山市利用状況調査について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定により、平成 23 年度流山市利用状況調査について別紙のとおり報告する。

平成 23 年 9 月 26 日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、前回は御案内申し上げたかと思いますが、改正農地法の施行に伴いまして、農業委員会では毎年 1 回農地の利用状況調査を行わなければならないとされたところでございます。これによりまして、昨年に引き続き本年度も調査の方を委員の皆様方をお願いいたしまして、実施してまいりたいというふうに考えております。そして本日資料といたしましてお手元の方に配布させていただきました、平成 23 年度「農地パトロール月間」資料というレジュメの方を御覧いただき、説明の方をさせていただきたいと思います。こちらの資料につきましては、今年の現地調査を行っていただくに当たりましての概要、指導の流れ、実施要領その他資料を作成させていただきました。

まず、1 ページを御覧いただきたいと思います。こちらには利用状況調査の農地パトロールの概要が記載されております。朗読させていただきます。概要でございます。

平成 21 年 12 月の改正農地法施行により、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」（以下、「利用状況調査」という）の実施が義務付けられた（農地法第 30 条）。

これにより、以前より小委員会時に行われてきた農地パトロールを利用状況調査の一環として行うことになった（以下、利用状況調査として行う農地パトロールを農地パトロール（利用状況調査）とする）。

農地パトロール（利用状況調査）では、管内の全ての農地に対して、以下のような点の調査を行い、問題のある農地に関しては土地所有者に対して指導を行い、問題の解消を目指すものとする。

- (1) 遊休農地( )の把握
- (2) 農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下、「納税猶予適用農地」という)の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認

また、農地の確保や有効利用に係る取り組みの一環として平成 20 年度が

ら農政課と合同で実施している耕作放棄地の荒廃状況等を把握する「耕作放棄地全体調査」と一体化して調査を進めていくものとする。

遊休農地：農地法第30条第3項に基づく以下のどちらかに該当する農地

1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の農地の維持管理(草刈り、耕起等)状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地

農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と比較して、その程度が著しく劣っている農地

次に、資料の5ページを御覧いただきたいと思います。5ページにつきましては、今回の農地パトロール(利用状況調査)の流れが記載されております。

農地の現地確認

遊休農地の区分

指導

結果の取りまとめ・報告

という形で進めさせていただきたいと思っております。そして具体的な指導の流れにつきましては、次の6ページでございますので、のちほど御覧いただきたいと思いますが、この指導につきましては、耕作放棄となっている適正な管理がなされていない農地について指導を行って参りたいと考えております。この指導の流れの表につきましては、国から示されている基本的な流れでございますが、遊休農地となっている背景には色々な要因があると思います。そこで指導に当たりましては、耕作されていない要因が例えば農地基盤が悪いからなのかとか、水利条件が悪いために耕作できない農地となっているのかとか、そういった耕作放棄となっている要因を見極めながら委員の皆様のお意見を頂戴いたしまして、それぞれの実情に合わせた指導を行って参りたいというふうに考えております。そして資料の7ページを御覧いただきたいと思います。こちらには実施要領が記載されておりますので、こちらにつきましても後ほど御覧頂ければというふうに思っております。続きまして資料の9ページを御覧いただきたいと思います。ここから11ページまでにつきましては、平成22年度の調査及び指導結果とそれから今年度平成23年度の活動計画ということで記載させていただいております。今年の遊休農地の解消目標面積は3haを目標としております。これに向けて調査指導等を行っていきたいというふうに考えております。次ページからは参考資料といたしまして、各種様式や利用状況調査のQ&Aを入れさせていただいております。後で目を通していただければと思います。最後に、この調査の今後のスケジュールと今年の調査の重点地域でございます。この資料の最後のページとその前のページを御覧いただきたいと思います。現地調査に



当たりましては、実施要領によりまして昨年同様、小委員会単位で各委員の皆様には10月と11月に各1回づつ調査をお願いしたいと思っております。その予定のスケジュールにつきましては、後から2枚目の資料として添付させていただきましたので、お忙しい中大変恐縮ではございますが、御協力の方よろしくをお願いしたいと思っております。また、調査区域につきましては、一番最後のページにある図面でございますが、こちらに示しました区域を中心に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。最後に、調査当日にもですね、再度、利用状況調査の御説明をさせていただいて、現地の方を見ていただきたいと思っております。そして調査に御出席いただく際には、現地を確認していただく場所が水田が中心になろうかと思ひますが、農地を調査していただきますので、服装とか靴などにつきましては汚れることもあろうかと思ひますので、汚れてもいい服装とか靴などを着用の上、御参加いただきますように御配慮の程よろしくお願ひしたいと思っております。

雑駁な説明で申し訳ございませんが、以上でございます。よろしく御協力をお願いいたします。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

15番(石井委員) 農地ではなく国有地なんですけれど、ただ今国の方針といたしましたね。実は利根運河の放水路の件ですが、今度防災センターが近くにできます。その間に草刈りも何もしないスズメとカメムシを飼っている国有地があります。非常に近隣の耕作者が困っている状況ですから、私が国土交通省に電話で対策を要望しました。スズメとカメムシを飼ってもらおうと隣近所で非常に迷惑ですと、国土交通省は何を考えているのかは勝手ですが適正な管理をして下さいと、草刈りを行うとマコモの種が飛んでそこいら中に殖えているんです。そこは湿地地帯なんで、今回の台風でも水が全部載っちゃって、稗とそれらの種が一種農地の中にこぼれているんです。やはり農業委員会も適正な管理をしてもらいたいと、私が個人で行ってもだめなものですから、防災防犯上又は鳥害ですね、あれは近隣も迷惑しており大変困るものですから、農業委員会からも草刈りぐらいはしてもらいたいと要望をして欲しいと思っておりますので、その点も取り入れていただけたらと思っております。

高市議長 それではですね、今の職務代理者からの御要望ですが、事務局で国土交通省に連絡を取っていただきたいと思ひますので、事務局よろしくお願ひいたします。

岡田事務局長 はい。

高市議長 ほかにございますか、何か。

(なしの声あり)

高市議長 それでは特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第29号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

報告第29号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、農地法の許可を必要としない相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。今月の届出は3件でございます。先月8月に届出書が提出されたものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市谷にお住まいの方で、平成22年7月28日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、中野久木にございます農地、田1筆、1,031㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市江戸川台東にお住まいの方で、平成22年5月28日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、上新宿にございます農地、畑3筆、合計面積は465㎡でございます。

次に、3番でございます。届出者は松戸市二ツ木にお住まいの方で、平成22年4月28日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、西深井、平方及び南にございます農地、田4筆、合計面積は3,122㎡でございました。

次に、議案書の17ページを御覧いただきたいと思います。2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の届出は8件でございます。先月8月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が4件、宅地拡張が1件、駐車場が2件、公衆用道路が1件でございました。

以上、8件、16筆、1,666.41㎡、地目別の内訳につきましては、田が5筆、807㎡、畑が11筆、859.41㎡でございました。

次に、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。3番でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の8月分でございます。全部で13件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が11件、贈与が1件、使用貸借が1件でございます。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が12件、資材置場が1件でございます。

以上、13件、20筆、10,019㎡、地目別の内訳につきましては、田が6筆、1,259㎡、畑が14筆、8,760㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時26分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年9月26日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 酒巻 孝美

流山市農業委員会委員 中村 敏則